

中央区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月二十五日

中央区長 山 本 泰

人



中央区規則第五十号

中央区保健所長委任規則の一部を改正する規則

中央区保健所長委任規則（昭和五十年四月中央区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十七号中「法」という。」の下に「、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号。以下この号において「省令」という。）を加え、同号中八を二とし、口の次に次のように加える。

ハ 省令第十三条第三項の規定による歯科技工所番号の通知

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までになされた歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第六十三号）附則第三条の規定による歯科技工所番号の通知は、この規則の相当規定によつてなされたものとみなす。

齒科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月二十五日

中央区長 山 本 泰

人



中央区規則第五十一号

齒科技工士法施行細則の一部を改正する規則

齒科技工士法施行細則（平成九年三月中央区規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十年厚生省令第二十三号」の下に「。以下「省令」という。」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

（齒科技工所番号の通知）

第二条の二 省令第十三条第三項の規定による通知は、別記第一号の二様式による通知書によるものとする。

第一号様式の次に次の一様式を加える。



第1号の2様式（第2条の2関係）

第 号

歯科技工所番号通知書

住所

氏名

〔 法人にあつては、名称及
び主たる事務所の所在地 〕

年 月 日付けで開設の届出のあつた歯科技工所について、歯科技工
士法施行規則第13条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

中央区長



記

- 1 歯科技工所の名称
- 2 歯科技工所の所在地
- 3 歯科技工所番号

第五号様式(表中)

開設	年	月	日	開設	年	月	日	改正
----	---	---	---	----	---	---	---	----

を

開設	年	月	日	開設	年	月	日	改正
歯科技工所番号								

に改める。

附 則

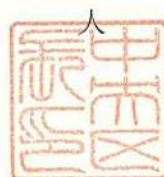
- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までになされた歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第六十三号）附則第三条の規定による歯科技工所番号の通知は、この規則の相当規定によつてなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の歯科技工士法施行細則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

中央区告示第二百二十四号

指定居宅介護支援事業所を廃止するので、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八
十五條の規定に基づき公示します。

令和八年九月二十五日

中央区長 山 本 泰



記

一 介護保険事業所番号
二 事業所の名称
三 事業所の名称
四 事業所の所在地
五 代表者の氏名
六 廃止年月日
七 サービスの種別

一三七〇二〇二三八二
学 校 法 人 聖 路 加 国 際 大 学
聖 路 加 国 際 病 院 ケ ア プ ラ ン セ ン タ ー
東 京 都 中 央 区 明 石 町 一 番 二 十 四 号 六 階
佐 々 木 新 一
令 和 八 年 十 月 一 日
居 宅 介 護 支 援



中央区告示第二百三十五号

指定居宅介護支援事業所を廃止したので、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八
十五條の規定に基づき公示します。

令和八年九月二十五日

記

中央区長 山 本 泰



一	二	三	四	五	六	七
介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の名称	事業所の所在地	代表者の氏名	廃止年月日	サ―ビスの種類

一三七〇二〇二七四七	株式会社アンビス	居宅介護支援事業所	八重洲	東京都中央区京橋一丁目六番一号	令和八年八月三十一日	居宅介護支援
------------	----------	-----------	-----	-----------------	------------	--------